

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 6 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 9 月 26 日 午後 3 時 00 分～

場 所：本庁（西庁舎）2 階西会議室 2 B

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 11 号 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 指定第 12 号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 9 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | | その他 |

〔出席委員〕

01. (欠 員)	02. 山本 奨一	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章	06. 小野 重明	07. 坂本 功	08. 市川 正司
09. (欠 席)	10. 林一 将	11. 下元 一明	12. 河上 茂秋
13. 廣井 栄治	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. (欠 席)
17. (欠 席)	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

〔欠席委員〕

09. 山本 道雄、16. 宮崎 恵美子、17. 池本 宗生

〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長

本日はトマトの次世代施設園芸ハウスの視察大変ご苦労様でした。とても立派な施設を見せて頂きいろいろと勉強になりました。特に次世代ハウスは四万十町の新たな基幹産業としてまた、多くの人が働く雇用の場としても町内外からも大きく期待されております。我々農業委員会といたしましても、今後の動向を興味深く見守っていきたいと考えております。また、16日午前中は町のバスに乗りまして、台地部の稲の作況について調査をいたしました。また同時にかつての注目案件でもありました影野のソーラーシェアリングの視察も行いました。この作況調査及び農地パトロールについては、小野農振部会長からこの後の総会の場で詳しく報告があるかと思えます。また、その日の午後から行われました高岡地区農業委員会研修会は毎年恒例となっていますが、今年4月に改正施行された新しい農業委員会法の要となる「農地利用の最適化」の推進に向けての取組を中心に今後の農業委員に必要とされる業務について研修をいたしました。この日は朝から夕方までの活動、研修となりまして大変お疲れ様でございました。

また、20日未明から昼前にかけて四万十町に最も近づいた台風16号は強風と大雨をもたらしました。先日今回の被害状況をノーサイの方にお聞きしたところ、興津地区が結構被害が大きく、ハウスが破れるなど20件が損傷し、内2件がミョウガを引き上げ植え替えが必要な状況でその他、台地部では窪川と十和地区で1件ずつハウスが破れたそうです。また、仁井田地区の辻ノ川では、ため池が崩壊し下流の水田数件が鉄砲水で稲が倒れており、東又地区では数か所ほどでかなり広い面積が水没状況にあった事が確認されております。このほか風による倒伏を全域である程度把握できているとの事でした。しかし、これから実際の刈り取り時期や今後の天候等を総合的に見てみないと今の時点では何とも言えないとの事でした。これから先は天候が安定し秋の取入れがこれ以上遅れることがなく進むことを願うばかりです。

私ごとではありますが、農地部会長として皆さんにご心配をお掛けしながらも本日で1年を経過することが出来ました。あと2年あると思えますと気の遠くなる思いがいたしますが、皆さんのお力を頂きながら何かと頑張って務めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今から、平成 28 年度四万十町農業委員会第 6 回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いします。

本日の会議に、9 番 山本道雄委員、16 番 宮崎委員、17 番 池本委員から欠席の届けが出ております。

それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。

事務局 議案の訂正をお願いします。日程第 5、議案第 23 号についてですが、本日申請者から取り下げ願いがございましたので、議案第 23 号につきましては本日、取り下げさせて頂きたいと思っております。以上です。

議長 　次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は 15 名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第 1、指定第 11 号 会期の決定についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 6 回窪川農地部会の会期は、平成 28 年 9 月 26 日の本日 1 日といたします。これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 6 回窪川農地部会は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 12 号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認め、議事録署名委員に

10 番 林 一 将 委員、11 番 下元 一明 委員

を指名いたします。よろしくお願いします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、

日程第 3、報告第 9 号

非農地証明事務処理報告についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 9 号

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

1 番 弘見字小田ヶ市 316 番、畑、面積 69 m²につきましては、平成元年頃から耕作放棄し、現在に至っている旨の申請により、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地 1 の写真のとおりであり、平成 28 年 9 月 13 日非農地証明書を発行しております。

2 番 西川角字弁七屋式 457 番 2、畑、面積 132 m²外 3 筆、合計面積 497 m²につきましては、数十年以上前から宅地及び山林となっている旨の申請により、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地 2 の写真のとおりであり、平成 28 年 9 月 14 日非農地証明書を発行しております。以上です。

議長

報告第 9 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 9 号は終わります。

議長

続いて、

日程第 4、議案第 22 号

農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 22 号

農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。

ページは 4 ページです。今月の案件は、2 件になります。譲受人、譲渡人の氏名住所及び売買額賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。

まず、番号 1 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 6 ページをご覧ください。土地の所在地、平串字民部多 2 4 5-2、地目、田、面積 137 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で面積 973 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲受人

からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、3,398㎡です。下限面積は達成しています。譲受人の現在の住所地は町外となっておりますが、先月の部会において、隣接農地を宅地転用の申請があった所で将来は住む予定です。取得する農地では、野菜と水稲とを耕作する計画とのことです。

つづいて、番号2について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の7ページから9ページをご覧ください。なお最近、相続登記をされたので、図面上は前所有者名ですが、相続登記されている事は書類にて確認済みです。土地の所在地、藤ノ川字保木澤556-1、地目、畑、面積312㎡です。以下8筆あり、合計9筆で面積13,168㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は0㎡です。今回の取得農地が13,168㎡ですので、下限面積は達成しています。譲受人は取得する農地では、継続して水稲や野菜を耕作する計画です。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第22号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

5番 1番についてですが、譲渡人に会って確認をしております。譲受人は譲渡人の甥御さんに当たります。まず、現況は田であることを確認しています。譲受人は現在隣接する土地に、先月住宅を建てることで転用を承認したところですが、宅地の造成等がこのような天気ですので、すぐにできない状況で終わり次第野菜の生産を始めるそうです。譲受人はこちらに住居を移したら農業を本格的に始めるそうです。主に2人家族ですが農作業にあたるのは本人中心になるかと思えます。譲受人は金上野にも農地を25a程度持つてるようです、そして下限面積30aに達していることを確認しています。また、周辺農地へは営農上の悪影響を与えないことも確認しています。譲受人は現在いの町の方に住んでいるが、元々は地元、窪川出身で親も高齢で特に兄さんにあたる方が病気で、体が不自由になられたということもありまして、地元に戻り近親者がいる四万十町内で暮らしたいということを聞いています。本人は瓦関係の仕事をしているようですが、農業しながら現在の仕事も続けていきたいと聞いています。以上です。

議長 2番の案件は私です。譲渡人、譲受人から確認を取っています。土地の現況が農地であるかの確認ですが、私の家の周辺の農地でありま

して現況は田、畑であることを確認しています。農地等を効率的に利用して耕作を行っているかの確認につきましては、譲受人は農地を滞ることなく耕作管理をしていきたいということです。譲受人は農作業に常時従事しているかの確認ですが、譲受人は現在農業は行っていませんが、一人暮らしで年間60日以上の水管理とか草刈りを含めた農作業を今後行っていきたいということで確認を取っています。下限面積は達成しているかの確認につきましては、農地取得後の農地の合計面積は、下限面積の30a以上となっていると確認しています。周辺農地に支障を生じないかの確認ですが、取得する農地は今までもしっかり営農されており、今後も周辺農地に影響を与えないよう営農を行っていきたく確認を取っています。その他聞き取りした情報としては、これらの農地は譲渡人の奥さんの名義でしたが、奥さんが亡くなったため、今は譲渡人の名義になっています。その農地は複雑な事情の末、今回の親戚筋にあたるこの譲受人に贈与することになりました。譲受人は現在農業を行っていませんが、草刈りや水管理等を出来る限り行い、集落営農組織にもお世話になりながら、時には機械などを借りて営農を行っていきたく言っています。

議長 議案第22号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありますか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、

日程第6、議案第24号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成28年10月3日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ページは7ページです。今月の案件は、2件になります。利用権の設定をうける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び売買額・賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。農用地利用集積計画は、添付資料の12ページから17ページをご覧ください。

まず、番号1について説明いたします。土地の所在地、大井野字水神ノ上826、地目、田、面積3,139㎡です。設定は新規です。期間は平成28年10月3日から平成48年10月2日までの20年です。作物は施設セリを耕作する計画です。利用権の設定をうける方と、利用権を設定する方は、親類関係で、申請地には、レンタルハウスを建てる予定のため、貸借期間は耐用年数以上を設定する計画となっています。なお、受け手は、新規就農者になります。

番号2について説明いたします。土地の所在地、口神ノ川字大窪475地目、田、面積727㎡です。以下11筆あり、合計12筆で、面積が10,633㎡です。設定は新規です。期間は平成28年10月3日から平成30年3月31日までの1年6ヵ月です。作物は野菜を耕作する計画です。今まで、作業受託されていた農地について、新たに利用権設定をしていく事となったようです。両者納得の上で出てきたものです。

議長 議案第24号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

18番 借受人と現地で話を伺いました。これはおじさんの田で、おじさんが借受人に農業しないかと言っていたようです。それで何がいかと考えていたら、親戚の方がセリを作っていたようで、それだったらやれるかなということで始め、半年くらい研修を受けています。新規就農者です。貸したおじさんの方も高齢になったので、縮小しようと思った所だそうです。ここにハウスを3棟建てて、頑張ってくださいと意欲的な意見を聞きました。どうぞよろしくお願いします。

13番 番号2について、農地であることは確認しています。すべての農地で野菜を作る計画です。農地はきれいに管理されていますし周辺の農地への悪影響はないと思います。利用権の設定を受ける者に話を聞いて参りま

したが、約10年ほど前より県外の所有者より委託を受けまして管理しておりましたが、今回は利用権設定をしていくという申請となりました。今後は野菜等の栽培をしていきたいとのことでした。販売先も確保しており、栽培にも意欲があり問題ないと思います。

議長
15番
事務局

議案第24号について質疑を許します。質疑はありませんか。
2番ですが、野菜と言っていました、品目がわかりますか。
添付資料の集積計画を見て頂ければ16ページの一番下の段になります。経営作物として代表的な作物を3つ書いています。生姜、ナバナ、ズッキーニ、ということで様々な野菜を作るとのことですけれども、3品目ほど出してくださいと書いていただいたところです。

議長

他に質疑はありませんか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議はありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第24号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7

その他の件についてを議題とします。

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

事務局ありませんか。

なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第6回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会 午後4時00分